

区民葬儀助成金のご案内(板橋区)

区民葬儀を利用した方のうち、令和 8 年 4 月 1 日以降に特別区が指定する民間火葬場(町屋斎場、落合斎場、代々幡斎場、四ツ木斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場)を利用した方に対して、助成金を支給します。

板橋区内の戸田葬祭場は助成金の対象外です。

支給要件

- (1) 区民葬儀メニューの中から、祭壇(棺のみの利用も含む)または霊柩車のうち1つ以上を利用したこと。
- (2) 対象となる民間火葬場を利用し、最も低廉な火葬料金(大人 87,000 円、小人 50,000 円)を支払ったこと。
- (3) 亡くなられた方の住民登録が、死亡日に板橋区内にあったこと(※)。
※ 亡くなられた方の住民登録があった区が申請先となります。
※ 亡くなられた方の住民登録が 23 区外でも、火葬費用を負担した方が 23 区内に住民登録があれば支給の対象となります。この場合、火葬を執り行った日において、火葬費用を負担した方の住民登録が板橋区であれば、板橋区が申請先になります。

対象となる火葬場

町屋斎場、落合斎場、代々幡斎場、四ツ木斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場

※戸田葬祭場は区民葬儀の火葬券が利用できるため対象外です。

申請できる方

支給要件を満たした方で、火葬費用を負担した方(火葬場が発行した領収書の宛名の方)

※ 上記以外の方を申請者とする場合は委任状が必要です。

※ 領収書の宛名以外の方の口座へ振込を希望する場合(代理受領)も委任状が必要です。

上限金額

亡くなられた方が大人の場合は 27,000 円、小人(満6歳以下)の場合は 15,000 円

申請期限

火葬を執り行った日の翌日から2年間

申請方法

- (1) 電子申請 区のホームページから申請
- (2) 郵送または窓口申請
【郵送先】〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番1号
板橋区福祉部地域福祉連携課地域福祉推進係 宛
【窓 口】本庁舎北館 8 階 16 番窓口(地域福祉連携課)

ホームページ



必要書類

裏面または、別紙「必要書類」をご確認ください。